

八千代市木材利用促進方針

(目的)

第1 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、千葉県が定めた千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針（平成23年3月31日付け森第2205号）に即して、法第9条第2項の規定に基づき必要な事項を定め、地域産材を利用した木造化・木質化等を促進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表1に掲げるものをいう。
- (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう。（大規模改修を含む）
- (3) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、公園、河川等に係る土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、市有施設の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外装など主要構造部以外に木材を使用することをいう。
- (6) 「地域産材」とは、県内の森林から産出された木材を中心とし、原則として「ちばの木認証制度」に基づき認証された木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における地域産材の利用に努める。

(市有施設における木材の利用の目標)

第4 市有施設の建築に当たっては、次の各号に掲げるものを除き、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造物とすることが求められていない低層の公共建築物は原則として木造化を図るものとする。

なお、これ以外の施設であっても、木造化することを検討する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
- (3) その他、木造化することが困難な理由があるもの。

2 市有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表2に掲げる部分について、極力木質化を進める。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、可能な限り地域産材を使用する。

(市施工土木工事等の木材利用)

第5 市が実施する土木工事においては、間伐材等地域産材及び木製品の使用に努める。

(市有施設の備品及び消耗品)

第6 市有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、木材を用いた製品の使用に努める。

(PR及び普及)

第7 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。

2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

(供給体制の整備及び情報提供)

第8 市は、品質が確保された地域産材を安定的に供給できる体制の整備に努める。

(コスト縮減への留意)

第9 この方針の運用にあたっては、市有施設整備等のコスト縮減に取り組む必要性に十分留意する。

(適用)

第10 この方針は、平成30年5月24日から適用する。

別表1 木造化・木質化する市有施設

種類	具体的事例
学校	校舎，体育館，武道館，部室棟等の付帯施設等
社会福祉施設	児童福祉施設，老人福祉施設，障害者福祉施設等
運動施設	体育館，武道場，水泳場等
社会教育施設	図書館，博物館，少年自然の家，公民館等
公営住宅	市営住宅等
庁舎	市庁舎，支所，連絡所，消防関係施設等
その他	バス停留所，道の駅等

別表2 公共建築物において内装等の木質化を促進する部分

種類	内装等の木質化を促進する部分	
	共通部分	施設ごとの部分
学校	エントランスホール ロビー 廊下 会議室又は研修室 食堂	教室，職員室，保健室，図書室，体育館，武道場，部室棟等
社会福祉施設		居室，娯楽室，リハビリ室，面談室等
運動施設		体育館，武道場，水泳場等
社会教育施設		展示室，宿泊室，図書室等
公営住宅		居室等
庁舎		事務室，応接室等
その他		休憩室，事務室，目に触れる機会が多い部分等